

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年 9月 3日

近畿地方整備局

猪名川河川事務所長 伊藤弘之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、猪名川の生態系について、歴史的な経緯と環境の変化を総合的に評価したうえで、河川における各分野（生物環境、物理環境）にわたる有識者と相互に調整を行いながら調査検討とりまとめを行い「猪名川自然再生計画書」の策定を行うものであり、河川環境に関する多分野にわたる高度で専門的な調査検討を進めるための総合的な能力と、専門家や学識経験者等との調整的マネジメント能力を有する必要があるとともに、複数の業務成果等を中立的な立場で統合し、河川環境に関する総合評価を行える能力を有する必要がある。更に、猪名川の河川環境に関する幅広い情報を蓄積保有していることが必要であることから、財団法人 リバーフロント整備センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度猪名川自然再生計画検討業務

(2) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) 河原再生等の検討
- 3) 河川縦断形状の検討
- 4) 猪名川自然再生計画書の作成
- 5) 猪名川自然環境委員会等
- 6) 報告書作成

(3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、猪名川の生態系について歴史的な経緯と変化を総合的に評価し、専門家や学識経験者等の指導を踏まえ、都市河川である猪名川の望ましい河川環境を実現するための具体的な事業計画を示す「猪名川自然再生計画書」の策定を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ① 河川環境に関する多分野にわたる高度で専門的な調査検討を進めるための総合的な能力と、専門家や学識経験者等との調整的マネジメント能力を有すること。
- ② 複数の業務成果等を中立的な立場で統合し、河川環境に関する総合評価を行える能力を有すること。
- ③ 猪名川の河川環境に関する幅広い情報を蓄積保有していること。

3) 業務執行体制に関する要件

- ① 河川工学、生態学、水環境工学等の学識経験者による指導体制や河川環境に関する研究体制が整っており、経年的に研究を実施していること。

5) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして有していること。

同種業務：近畿地方整備局管内の国の機関（（独）水資源機構関西支社を含む）が発注した業務で、河川環境全般に関する多分野にわたる専門家や学識経験者の意見を調整し、河川環境の保全と再生については評価を行った業務。

類似業務：近畿管内の地方公共団体が発注した業務で、河川環境全般に関する多分野にわたる専門家や学識経験者の意見を調整し、河川環境の保全と再生については評価を行った業務。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者及び業務実績

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門）を有する者。
- イ) 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋又は、建設環境）を有する者。
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には7年以上の実績を有している者。
- ウ) RCCM（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋又は、建設環境）を有する者。
- エ) 当該業務に関する研究者で博士の資格を有する者、又は水環境に関する学芸員の経験を有する者。
- オ) 国土交通省（（独）水資源機構を含む）又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、河川事業に関する業務経験が20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

上記ア)、イ)、ウ)、エ)、オ)のいずれかの資格又は経験を有している者で、かつ、平成14年度以に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務績を有していること。

同種業務：近畿地方整備局管内の国の機関（（独）水資源機構関西支社を含む）が発注した業務で、河川環境全般に関する多分野にわたる専門家や学識経験者の意見を調整し、河川環境の保全と再生については評価を行った業務。

類似業務：近畿管内の地方公共団体が発注した業務で、河川環境全般に関する多分野にわたる専門家や学識経験者の意見を調整し、河川の環境の保全と再生について検討あるいは評価を行った業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39
近畿地方整備局 猪名川河川事務所 経理課 専門官
TEL：072-751-1111（代） FAX：072-754-4469

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成19年9月4日（火）から平成19年9月10日（月）までの土・日曜日および祭日を除く毎日9時30分から16時30分まで

②交付場所：(1)に同じ。

③交付方法：手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：平成19年9月13日（木）16時30分

②提出場所：(1)に同じ。

③提出方法：持参によるものとする。郵送、電送、及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：平成19年10月1日（月）16時30分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of the contract :

The Business of Examination of 2007 Inagawa Environment

(2) Time-limit to express interests :

13,September, 2007 16:30

(3) Contact point for documentation relating to the proposal :

Inagawa Office of River , Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land.

Infrastructure and transport , 2-2-39 Ueikeda Ikeda City 〒563-0027

TEL 072-751-1111 FAX 072-754-4469

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs :

Inagawa Office of River , Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land.

Infrastructure and transport , 2-2-39 Ueikeda Ikeda City 〒563-0027

TEL 072-751-1111 FAX 072-754-4469

以 上